4　法第九条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法について規定することとした。（第四条関係）

5　退職共済年金の決定の特例の対象となる給付について規定することとした。（第五条関係）

6　その他、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第六条関係）

7　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六条第一項第二号の給付を定める政令（政令第一二九号）（財務省）

1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二三年法律第四〇号）第二六条第一項第二号の規定により、国家公務員共済組合法の退職共済年金の決定の特例に関する規定の適用を受ける給付を定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九条において準用する同法第二十六条第一項第二号の給付を定める政令（政令第一三〇号）（文部科学省）

1　私立学校教職員共済法の退職共済年金の決定の特例の要件に係る給付を定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（政令第一三一号）（厚生労働省）

1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律において政令で定めることとされている次に掲げる事項について、必要な規定の整備を行うこととした。

㈠　水道事業に類する事業（第一条関係）

㈡　国から災害復旧に要する費用のうち二分の一の補助を受ける医療機関及び施設（第二条関係）

㈢　都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助の方法（第三条関係）

㈣　指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助に関する読替え（第六条及び第七条関係）

㈤　介護保険施設等における食費及び居住費に関する補助に関する読替え（第八条～第一〇条まで関係）

㈥　厚生年金基金の標準給与の改定の方法の特例等（第一一条関係）

㈦　老齢厚生年金の裁定の特例に係る給付（第一二条関係）

㈧　老齢基礎年金の裁定の特例に係る給付（第一三条関係）

㈨　災害援護資金の貸付けの特例に係る償還期間等（第一四条関係）

㈩　日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する厚生年金保険法の規定の読替え（第一五条関係）

2　その他、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い整備が必要となる次に掲げる事項について、必要な規定の整備を行うこととした。

㈠　船員保険の標準報酬月額の改定の特例による葬祭料付加金等の特例（第四条関係）

㈡　雇用保険の延長給付の調整に関する特例（第五条関係）

3　この政令は、公布の日から施行し、1の㈥及び2の㈠については平成二三年三月一日から、1の㈣、㈤及び㈨については同月一一日から適用することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（政令第一三二号）（農林水産省）

1　中小漁業融資保証制度の特例、農業改良資金の償還期限の特例等の対象者の要件を定めることとした。（第一条～第一八条関係）

2　中小漁業融資保証制度の特例、農業改良資金の償還期限の特例等の対象期間を定めることとした。（第一条～第一八条関係）

3　農業近代化資金、漁業近代化資金等の償還期限等の特例を定めることとした。（第三条、第五条、第六条～第八条、第一〇条、第一一条、第一四条、第一五条、第一七条及び第一八条関係）

4　この政令は、法の施行の日から施行し、平成二三年三月一一日から適用することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（政令第一三三号）（経済産業省）

1　中小企業信用保険法の特例関係

㈠　中小企業信用保険法の特例の期限を定めることとした。（第一条関係）

㈡　中小企業信用保険法の特例が適用される特定被災区域内の中小企業者の要件を定めることとした。（第二条関係）

㈢　東日本大震災復興緊急保証を受けた中小企業者一人につき、保険価額の合計額の限度額を定めるに当たっての対象となる保険関係を規定し、それぞれの保険価額の限度額を定めることとした。（第三条関係）

㈣　東日本大震災復興緊急保証に係る保険料率の限度額を定めることとした。（第四条関係）

2　小規模企業者等設備導入資金助成法の特例関係

㈠　小規模企業者等設備導入資金助成法の特例が適用される都道府県を定めることとした。（第五条関係）

㈡　都道府県が貸与機関に対して貸し付ける小規模企業者等設備導入資金の償還期間の延長期間を定めるとともに、当該貸与機関が行う設備資金貸付事業に係る貸付金の償還期間等の延長期間を定めることとした。（第六条関係）

3　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等関係

独立行政法人中小企業基盤整備機構が工場整備事業等を行う地域を定めることとした。（第七条関係）

4　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例関係

独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例の期限を定めることとした。（第八条関係）

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（政令第一三四号）（国土交通省）

1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第五号に定める都市施設を、道路のうち、供用開始の公示がなされていないもので、地方公共団体又は土地区画整理組合が管理するもの等とすることとした。（第一条関係）

2　法第一三五条の特定用途港湾施設のうち政令で定める施設を、岸壁等とすることとした。（第二条関係）

3　法第一三五条の規定により港湾法第五五条の七第一項及び第三項から第五項までの規定を適用する場合における港湾法施行令第五条及び第六条の規定の適用について、必要な読替えを定めることとした。（第三条関係）

4　法第一三七条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとすることとした。（第四条関係）

㈠　その資力のみによっては当該災害復旧工事を施行することが著しく困難であると認められる者であること。

㈡　当該災害復旧工事に関し、その目的及び当該施設の存する空港の災害復旧工事の計画に適合する工事実施計画並びに当該工事実施計画を実施するため適切な資金計画を有する者であること。

5　法第一三七条第一項の政令で定める施設を、事務所等とすることとした。（第五条関係）

6　法第一三七条第一項の政令で定める金額は、当該災害復旧工事に要する費用に充てる資金として特定県（法第一三六条に規定する特定県をいう。以下同じ。）がする同項の貸付け及び当該貸付けを受ける者に対して特定県その他の者がする出資の合計額の一〇分の八以内の金額とすることとした。（第六条関係）

7　法第一三七条第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準を、貸付金の償還は、均等年賦償還とすること、特定県は、貸付金に係る特定県の貸付金に関する経理を明確に整理しなければならないものとすること等とした。（第七条第一項関係）